

**「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見**

2021年3月8日  
日本商工会議所

**1. 分野横断的事項**

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	令和3年度以降の調達価格等に関する意見		
—	7～11	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 領域②（FIT制度の対象とする領域）及び領域③（既にFIT制度の認定を受けている領域）において、事業者の希望により、FIP制度の新規認定・移行認定を選択可能とする方針を支持する。</li> <li>▶ 事業者が積極的にFIP制度を選択するよう、インセンティブを設けるべきである。</li> <li>▶ FIP制度の新規認定・移行認定を認める範囲について、50kW以上（高圧・特別高圧）に限定しているが、今後範囲拡大に向けた不断の見直しを期待する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ FIT制度における2020年度の買取費用総額は3.8兆円と予測されており、既にエネルギーミックスで想定された買取費用総額（3.7～4.0兆円）に達している。国民負担抑制の観点から、再生可能エネルギーの早期自立化を促すべく、FIP制度を選択できる範囲を可能な限り広げるべきである。</li> <li>▶ 制度導入当初の混乱を避けるため、FIP制度の対象範囲を50kW以上に限定することは理解するも、FIP電源の増加は、再生可能エネルギーの電力市場への統合を促進させることから、今後の運用状況を見極めながら、適宜対象範囲の見直しを図るべきである。</li> </ul>
—	12～14	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 太陽光発電(10-50kW)の自家消費型地域活用要件について、2021年度は現行要件を維持する方針であるが、需要地における自家消費を促すため、地域活用要件における自家消費比率の引き上げを検討すべき。</li> <li>▶ 地熱・中小水力・バイオマスの自家消費型地域活用要件B)について、発電設備が所在する都道府県内への供給を最大化させる観点から、「5割以上の電気量を供給する」とした点を評価したい。</li> <li>▶ 他方、同要件A)「電気量の3割以上を自家消費する」点について、今後も定期的なレビューのもと、自家消費水準引き上げに向けた不断の見直しを行うことに期待する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 太陽光発電(10-50kW)における自家消費型地域活用要件は、今年度導入されたばかりであるが、今後出てくる定期報告データおよび各地域の実態等を基に、自家消費比率（30%）の妥当性について検証が可能となる。</li> <li>▶ 自家消費水準を高めることは、系統負荷低減によるレジリエンス強靱化、および、地域における信頼獲得等に繋がり、再生可能エネルギーと共生する地域社会の構築に資する。</li> <li>▶ 需給の地域近接化は、地域密着型の事業運営を実現させ、地方創成につながる事業化、および、その事業体の育成が期待される。</li> </ul>
—	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域活用要件を制度的に担保するため、運転開始後に同要件を満たさなくなった場合、FIP制度への移行に向けた申請をさせる、あるいはFIT認定取消しも含めた措置を講じる方針を支持する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ FIT制度における2020年度の買取費用総額は3.8兆円と予測されており、既にエネルギーミックスで想定された買取費用総額（3.7～4.0兆円）に達している。国民負担の抑制の観点から、FIT制度からFIP制度への移行を促進すべき。</li> </ul>

2. 分野別事項

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	令和3年度以降の調達価格等に関する意見		
14	21~22、39	<p>&lt;太陽光&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2022年度では、新規認定でFIP制度のみ認められる対象を1,000kW以上とし、FIP入札対象も1,000kW以上とする方針について、今後入札制度におけるコスト低減効果を確認したうえで、FIT入札対象である「250kW以上」へ段階的に拡大することを検討すべきである。</li> <li>2020年度より事業用太陽光の入札範囲が「250kW以上」へ拡大されたことにより、競争が進んでいることが確認されている。入札制度の運用体制を早期に整え、定期的なレビューのもと、「100kW以上」への対象拡大を検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民負担抑制のため、入札制度の対象を拡大し、事業者間競争の更なる促進とコスト低減効果を創出することが必要である。</li> </ul>
—	33	<ul style="list-style-type: none"> <li>足下の調達価格・基準価格について、「2025年に運転開始する案件の平均的な発電コストで7円/kWh」という価格目標の達成に向け、その道筋が見える形で価格設定を行うとした点を評価したい。</li> <li>一方で、日本の発電コストは、入札制が広く活用されている海外諸国に比べ、相対的に高く、その低減傾向も鈍化している。世界では、今後もコスト低減が進むことが見込まれるところ、上記価格目標で立ち止まることなく、コスト動向を注視しながら、間断なく、より意欲的な目標設定を行うべきである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>FIT制度における2020年度の買取費用総額は3.8兆円と予測されており、既にエネルギーミックスで想定された買取費用総額(3.7~4.0兆円)に達している。国民負担の抑制は喫緊の課題である。</li> </ul>
14~15	40~41、59	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札容量が募集容量を下回っている現状に鑑み、入札上限価格を公表し入札1回当たりの募集容量を減らして募集回数を増やすことで、事業者による効率的な案件組成を促し、競争を活性化させるという考えは首肯できる。</li> <li>一方、入札金額が上限価格周辺に微差で張りついていないかどうか等について、入札実施後に適宜モニタリングを行い、確実なコスト低減に努めていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>案件開発の判断基準ともなる上限価格を事前に公表することは、効率的な入札案件(入札容量)を増加させ、結果、入札コスト低減効果が促されるという考えは、理解できる。また、上限価格を公表する一方、各回の募集容量を絞り、競争性も同時に確保することで、入札価格の上限価格への張付きを防止している。</li> <li>ただし、上記のコスト低減効果が表れず、上限価格を事前公表する弊害のみが顕在化することで、入札価格が上限価格へ張付き、むしろ価格低減効果が脆弱化していないかどうか、不断の検証が必要である。</li> </ul>
13~14	58、67~68、70	<p>&lt;風力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>陸上風力発電について、コスト効率的な案件の導入を加速させるため、2021年度から入札制を適用することとした点を支持したい。</li> <li>他方、着床式洋上風力発電に関し、2021年度以降は入札対象範囲外とする考えについては、入札参加申込件数が限定的であり、コスト低減効果が見込めない状況に鑑み、やむを得ないものとする。</li> <li>ただし、今後の電源状況・事業環境を踏まえ、入札制再導入に向けた不断の見直しを行い、事業者間競争を通じた、経済効率的な案件の導入を促進すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電の買取価格は他国と比較して高く、陸上風力における発電コストの低減も実現していない。</li> <li>FIT制度からの自立を図るためには、現時点の延長で価格目標を設定するのではなく、政府としてコスト低減を目指す姿勢をより強く打ち出すことで、事業者の取り組みを後押しすべきである。</li> <li>国民負担抑制のため、入札制度の対象拡大を適宜検討し、事業者間競争の更なる促進とコスト低減効果を創出することが必要である。</li> </ul>
—	107	<p>&lt;バイオマス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマス発電について、新規認定でFIP制度のみ認められる対象を10,000kW以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的に発電可能なバイオマス発電は電源であり、調整力としての活用も期待され、FIP制度に馴染む電源である。</li> </ul>

		しているが、早期にその対象範囲を 1,000kW 以上とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 自然変動電源である太陽光発電においても、FIT 制度のみが認められる対象は 1,000kW 以上である。</li> </ul>
—	102～104	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ バイオマス発電における新規燃料の取扱いについて、安易に FIT 制度の対象とすることに強く反対する。</li> <li>▶ 「食料競合」・「ライフサイクル GHG」等の持続可能性基準については、FIT 制度の目的を十分に考慮したうえで厳格に定義されるべきである。</li> <li>▶ ライフサイクル GHG 排出量の確認にあたっては、新規燃料のみならず、既に取り対象となっている燃料も対象とすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ FIT 制度の目的は、「再生可能エネルギーの導入促進を通じて、我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与すること」である。そのためには、国産の燃料活用を重視することが必要である。</li> <li>▶ 今後詳細な制度設計にあたっては、食料競合やライフサイクル GHG 排出量といった環境負荷はもとより、国民負担で支える FIT 制度の主旨に照らして相応しいのかという観点を十分に勘案し、極めて慎重な検討が行われるべきである。</li> </ul>

### 3. 入札制度

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	令和3年度以降の調達価格等に関する意見		
14	121	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 太陽光発電の入札実施回数について、2020年度の2回から、2021年度は4回と増加させる点を評価したい。</li> <li>▶ 2021年度において、太陽光発電4回、陸上風力発電1回、バイオマス発電1回の入札がそれぞれ予定どおり行われることを期待する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業者が適時投資判断を行い、即時実行に移していく上で、入札回数の増加は重要であり、入札活性化が期待できる。</li> <li>▶ 2020年度に実施された太陽光の入札においても、コスト低減効果が相当程度確認されており、入札によるコスト低減効果が大きい中、入札の実施回数を減らすことは、国民負担抑制の貴重な機会を逸失することになりかねない。</li> </ul>
14	116	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 太陽光発電の2回目以降の入札において、直近の入札回における応札容量を踏まえ、募集容量を機動的に見直すとしているが、募集容量の拡大を行う場合、応札容量が拡大し確実に競争原理が働く場合に限るべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2019年度以降の直近4回の入札で、応札容量が募集容量を下回っている現状下、2021年度の期中における募集容量の拡大は慎重に検討すべき。</li> <li>▶ 2021年度の太陽光発電の入札は、上限価格を公表しつつも募集容量を絞ることで競争性を担保させる方針である。上限価格を公表する場合、募集容量の拙速な拡大により、上限価格周辺の入札金額張り付きが誘発されることが強く懸念される</li> </ul>

以上